

事 務 連 絡
令和 3 年 1 1 月 2 9 日

各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県私立学校主管課
国公立大学法人担当課
各都道府県・市町村認可外保育施設主管課
各都道府県・市町村保育主管課

御中

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室
厚生労働省子ども家庭局保育課

認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等における
危機管理（不審者侵入時の対応）の徹底について

この度、宮城県登米市の認定こども園において、刃物を持った男が敷地内に侵入するという事案が発生しました。当該認定こども園においては、園の危機管理マニュアルに基づき、不審者発見後、園庭にいた子どもを屋内に速やかに避難させるなどの対応を行っており、園児及び職員に怪我などはなかったとのことです。また、不審者を想定した訓練も実施していたとの報告も受けております。

認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）、保育所、認可外保育施設及び小学校における危機管理（不審者侵入時の対応）については、法令や各府省が定めるガイドライン等において、必要な対応や留意すべきポイント等を示しているところです（別添 1 参照）。

つきましては、上記の別添 1 を踏まえつつ、下記のとおり危機管理（不審者侵入時の対応）を徹底することについて、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、各都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の幼稚園、小学校及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所管の学校設置会社に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人に対して、国公立大学担当課におかれては附属学校に対して、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所に

対して、各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市認可外保育施設主管課におかれては所管の認可外保育施設に対して、周知されるようお願いします。

記

- ① 不審者の侵入等緊急時の対応マニュアルを整備するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全教職員等が、不審者を発見したときの情報伝達や緊急時の役割分担、指示の流れや避難経路・避難場所等について、共通理解を図ること。

特に、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容、教職員等の職種や勤務時間が多様であることなどの特徴があることから、全教職員等が揃わない時間帯等においても、状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図ること。また、不審者を刺激させないほか速やかな避難行動を行うことができるよう、役割分担に応じて子どもに分かりやすい指示で安全に誘導することや、あらかじめ決めておいた文言を放送等で知らせること。

- ② 門、囲障（塀やフェンス等）、外灯、窓、出入口、避難口、鍵等の状況、警報装置や監視システム、通報機器等の作動、不審者侵入防止用の設備の状況等を点検・確認すること。

なお、各施設における防犯対策の強化については、「保育所等整備交付金（保育所等防犯対策強化事業）」（厚生労働省事業）、「学校安全総合支援事業」（文部科学省事業）や「私立幼稚園施設整備費補助金（防犯対策工事）」（文部科学省事業）等による補助を実施しており、これらを活用されたいこと（別添2参照）。

- ③ 様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるなど、子どもが緊急時の対処の仕方を身につけられるよう取り組むことが必要であること。

特に認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、保育所及び認可外保育施設においては、教育・保育活動の場や内容等が多様であること、子どもの身体発育や精神的機能の発達が十分ではないことなどの特徴があることに留意しながら、様々な場面や時間帯を想定した実践的な避難訓練を行うとともに、子どもの発達の実情に応じて行うこと。

- ④ 緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておくこと。

【問合せ先】

●認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel：03-5253-2111（内線 38446）

●幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）及び小学校における安全管理に関すること

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 学校安全係

tel：03-5253-4111（内線 2966）

●幼稚園に関すること

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課 企画係

tel：03-5253-4111（内線 3136）

●特別支援学校（幼稚部・小学部）に関すること

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課指導係

tel：03-5253-4111（内線 3716）

●保育所の事件及び事故に関すること、認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課

少子化総合対策室指導係

tel：03-5253-1111（内線 4838）

●保育所の運営指導、設備及び職員配置基準に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整係

tel：03-5253-1111（内線 4854）

【別添 1】

認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）、保育所、認可外保育施設及び小学校における危機管理（不審者侵入時の対応）については、以下のとおり、各法令やガイドライン等において必要な対応や留意すべきポイント等を規定しているところ。

幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部・小学部）及び小学校に関しては、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条により、「学校安全計画」の策定が義務付けられているほか、同法第 29 条により、「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられています（注）。

また、文部科学省の「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成 30 年 2 月）において、不審者の立ち入りへの緊急対応の例を上げ、初めの対応や緊急事態発生時の対応、児童生徒等への心のケアなど、各段階における対応のポイント等を示しているところ（主な記載箇所：第 3 章 3－3 不審者侵入への対応、3－9 幼稚園等における留意点、3－10 特別支援学校等における留意点、第 4 章 4－2 心のケア）。【参考資料 1】

○学校の危機管理マニュアル作成の手引

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm

（注）幼保連携型認定こども園においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 27 条により、学校保健安全法第 27 条及び第 29 条の規定が準用されているほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）及び同解説において園における危機管理について示しているところ。【参考資料 2】

○幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（記載箇所：第 3 章第 4 節 2（4））

https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/youryou_kaisetsu.pdf

さらに、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成 31 年 3 月改訂 2 版）においても、「不審者が侵入した場合に備えた対応を訓練などによりシミュレーションして、教職員一人一人の判断力・行動力を向上させていくことが欠かせない」ことや、「学校へ不審者が侵入した場合は、各学校の危機管理マニュアルに従って、校長、副校長又は他の教職員への情報伝達、児童生徒への注意喚起や避難誘導等、警察や消防署等の関係機関や教育委員会への通報・連絡など、緊急時に対応できる体制を速やかに立ち上げて行動することが必要である」こと、「侵入するおそれがある不審者情報があった場合に備え、警察のパトロール等の実施など関係機関との速やかな連携、緊急時の登下校の方法についての対応方針の策定、保護者や地域住民等による学校支援のボランティアの学校内外の巡回等の実施協力体制を整備しておく必要がある」ことなど、不審者侵入時等の対応について示しています（主な記載箇所：第 3 章第 3 節 3 学校への不審者侵入時の対応、第 5 節 事後の対応と学校事故対応、第 6 節 幼稚園、特別支援学校等における主な留意点、第 4 章 事故等発生時における心のケア）。【参考資料 3（※第 3 章第 5 節、第 4 章は省略）】

○「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf

このほか、不審者侵入の防止や不審者侵入時の対応等を含む学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しのためのガイドラインや実践的な不審者対応訓練等の事例について示しています。【参考資料 4、5】

○学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン

（主な記載箇所：）[解説編] 2-2-4-1 不審者侵入の防止、3-2-1 不審者侵入事案発生時の対応

○学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

また、保育所に関しては、保育所保育指針において、「外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること」としています。さらに、同指針解説においては、「重大事故や不審者の侵入等、子どもに大きな影響を及ぼすおそれのある事態に至った際の危機管理についても、緊急時の対応マニュアルを作成するとともに、実践的な訓練、園内研修の充実等を通じて、全職員が把握しておくことが必要である」こと、「不審者の侵入など不測の事態に関しても、その防止措置を含め、対応の具体的内容や手順、指示の流れなどを職員間で確認しておくことが求められる」こと、「緊急時に備えた連絡体制や協力体制を保護者や、消防、警察、医療機関などの関係機関との間で整えておくとともに、地域とのコミュニケーションを積極的にとり、あらかじめ緊急時の協力や援助を依頼しておく」ことについて、お示ししているところです。【参考資料 6】

○保育所保育指針解説（記載箇所：第 3 章第 3（2））

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000202211.pdf>

このほか、保育所等の児童福祉施設に関しては、「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号）においても、日常の安全管理及び不審者情報がある場合などの緊急時の安全確保についての点検項目を示しているほか、認可外保育施設等についても、不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全確保の体制整備について示しているところです。【参考資料 7、8】

○児童福祉施設等における児童の安全の確保について（平成 13 年 6 月 15 日雇児総発第 402 号）

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/866.pdf>

○認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000781155.pdf>

各施設における防犯対策の強化について、厚生労働省及び文部科学省において以下のような事業を実施しております。

「保育所等整備交付金（保育所等防犯対策強化事業）」（厚生労働省）

- 施設の防犯対策を強化する観点から、保育所等又は小規模保育事業所の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

「学校安全総合支援事業」（文部科学省）

- 地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、自治体内での学校間連携を促進する取組を支援

「私立幼稚園施設整備費補助金（防犯対策工事）」（文部科学省）

- 施設の防犯対策を強化する観点から、幼稚園の防犯対策の強化に係る費用の一部を補助する事業

「認定こども園施設整備交付金（防犯対策整備）」（文部科学省）

- 施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外溝等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備を支援